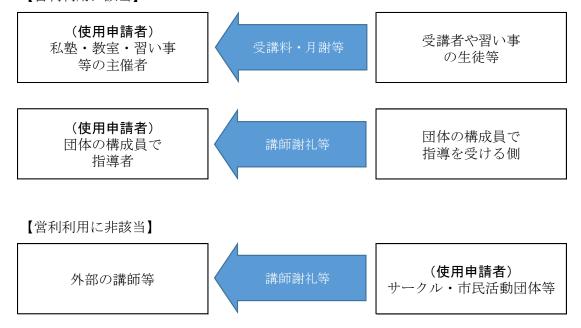
営利利用について

営利利用は、サービスの提供に金銭的対価を伴う活動で、施設の利用が直接 的な経済的利益を生み出す目的で行われるものになります。例としては、塾や 教室など受講料を徴収してレッスンを提供する活動や参加費を徴収する催し 物、物品の出張販売などになります。

ただし、団体等の構成員でない講師等を招き、謝金を支払う地域住民有志による活動など、謝金を払う側が施設の使用申請者(主催者)である場合や事業の性格上実費負担を要する場合は営利利用の対象とはなりません。

【営利利用に該当】



▶ 営利基準

- ①利用許可を受ける団体又は個人が金銭等を徴収し事業を行う場合。<u>ただし、徴収する金銭が1回1人当たり2,000円以下で、徴収した金銭の総額が事業に直接要する経費(人件費に関する経費を除く直接</u>的に参加者に還元される経費)以下の場合は営利利用には非該当。
- ②金銭の取引がその場で発生しないが、金銭的な利益を得ようとする行為又はそれに繋がる行為(契約行為、又は契約につなげる目的の説明会などの勧誘行為、商品の宣伝)。

> 禁止事項

- ①不特定の方を対象にした販売
- ②一時的な施設利用に限るものとし、継続的な施設利用又はそのおそれがあるもの(毎週〇曜日など)
- ③法令や公共の福祉に反するおそれがあるもの
- ④施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるもの(音、におい、振動等により他の利用者に著しい支障をきたすもの)
- ⑤公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあるもの
- ⑥あっせん勧誘行為等(ねずみ講式販売方法、マルチまがい商法等)や これらにつながる可能性があるもの
- ⑦あたかも市が主催又は共催しているかのような誤認されるおそれのあ るもの

▶ その他

予約時に企画書等の内容がわかる疎明資料のアップロードが必要となります。

以上